

令和7年11月26日

弁護士法人せいわ法律事務所(名古屋市中区)では、以下の要領にて、ウィンタークラークを募集致します。

応募資格	79期司法修習予定者
プログラム内容	法律相談への同席、各種リーガルリサーチ、文書作成補助、弁護士業務補助、事例検討など
実施期間	<p>① 令和8年1月19日～1月23日</p> <p>② 令和8年1月26日～1月30日</p> <p>③ 令和8年2月2日～2月6日</p> <p>④ 令和8年2月16日～2月20日</p>
研修時間	各日 午前10時から午後6時まで (うち昼食休憩1時間)
募集人数	各日程 1名～2名
手当等	<p><u>1日あたり2万円及び通所交通費実費(1日あたり上限片道3000円)</u>を支給します。</p> <p>なお、宿泊費、現住所からクラーク期間中の通所元への移動費用等は支給しません。</p>
場所	<p>弁護士法人せいわ法律事務所</p> <p>(所在地)名古屋市中区丸の内二丁目12番13号 丸の内プラザビル4階</p> <p>(アクセス)名古屋市営地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅4番出口から徒歩5分</p>
応募方法 お問い合わせ	<p>実施期間①～④の内、参加希望日程と、次の書類等を以下のメールアドレスに添付してお送りください。</p> <p>(件名は「ウィンタークラーク申込み」としてください)</p> <p>(1)履歴書(顔写真付き。その他の形式は自由)</p> <p>(2)予備試験合格者の場合：予備試験の成績通知書のPDFデータ</p> <p>(3)成績証明書のPDFデータ</p> <p>(4)司法試験の成績通知書のPDFデータ（※追完可能）</p> <p>(5)レポート課題（「選考方法」参照）</p> <p>(宛先) info@seiwa-lawfirm.com (採用担当宛)</p> <p>※本クラークについての問い合わせも、上記アドレスまでメールにてお願いします。</p>
応募期限	令和7年12月15日(月)
選考方法	<p>書類選考：書類審査（別添レポート）</p> <p>※書類選考のレポート課題を提出してもらった方については先着20名まで5000円分のQUOカードを送付します。</p>
選考結果の 通知方法	書類選考の上、合格した方々には、1週間以内にメールにて選考結果を通知します。
事務所概要	<p>名古屋を拠点として、関東エリアを含む全国を対象に業務を行っています。メイン業務は、上場企業から地元中小企業までビジネスモデルにまで踏み込んだ企業法務や人事労務対応を行っています。特にResgent（リスジェント）という名称で、退職勧奨代理業務（はやりの退職代行の真逆です。）を積極的に行っているのが特色です。当事務所の弁護士が執筆した【「円満退職請負人」が教える！全員が幸せになる「トラブルなし」で問題社員に1ヶ月で辞めてもらう方法】という本もありますので、興味ある方はご一読ください（https://www.shoisha.co.jp/book/detail/9784798187785）。</p> <p>また、弁護士業務ビジネスである以上、収益をどのように上げていくのかという点についても積極的に指導しています。今後、弁護士として活動していく上でどのように稼いでいくのか考えてみたいという方には有益な話ができるかと思います。</p>

※個人情報の取り扱い

応募書類等から当事務所が取得した個人情報は、選考手続、採否に関するご連絡及び研修採用に関する運営・実施その他当事務所の業務運営の目的としてのみ利用し、他の目的で利用することはございません。なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

＜設問＞

日本では、労働者を解雇するための要件は極めて厳しい。

しかし、とりわけ10人程度の中小企業においては、段階を踏んで懲戒処分を科している企業は少なく、そもそも指導記録を証拠化している企業も少ない。

雇い入れたものの、能力不足に起因して満足に業務を遂行することができず、他の従業員に迷惑をかけて職場の雰囲気を悪化させる一方、配置転換もできずに困っている（配置転換先がない）企業も多い。

日本経済の発展には中小企業の発展が必要不可欠であるところ、労働者保護も念頭に置きつつ現状よりも解雇しやすい法制度を設けるとしたら、どのような内容にするのがよいと考えるか。